

吹田市住宅審議会規則（昭和 51 年吹田市規則第 42 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 32 年吹田市条例第 302 号）第 3 条の規定に基づき、吹田市住宅審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 市営住宅の建設に関する事項
- (2) 市営住宅の管理に関する事項
- (3) 住宅施策に関する重要事項
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
- (2) 市民 2 人以内
- (3) 関係機関の職員 2 人以内

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、都市計画部住宅政策室において処理する。

（委任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則 …略…

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。